ロ　指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

九の二　介護給付費等単位数表第14の2の1の就労定着支援サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定就労定着支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（就労定着支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

九の三　介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合

指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（サービス管理責任者員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

ロ　指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

（新設）

（新設）